

三重とこわか国体亀山市防疫対策実施要領

1 目的

この要領は、三重とこわか国体亀山市防疫対策要項に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における防疫対策の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係団体と相互に連絡調整を図り、県・関係機関・団体等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 感染予防に対する意識の向上

実行委員会は、関係機関・団体と連携し、感染症の予防及びまん延防止のため、手洗い等の感染症予防対策実施を奨励するなど、防疫に対する意識の向上に努める。

4 感染症患者発生時の措置

(1) 実行委員会は、大会参加者が感染の疑いがある場合又は感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所等の関係機関・団体と連携し、必要な措置を講じるとともに、大会への影響を防ぐよう努める。

5 連絡体制の整備

(4) 実行委員会は、大会期間中における感染症の発生時などに迅速に対応するため、緊急時の連絡体制を整備する。

6 その他

(1) この要領に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
(2) 競技別リハーサル大会における防疫対策についても、この要領を準用する。